

会 議 録

会 議 名	令和元年度 第1回東松山市いじめ問題対策連絡協議会					
開 催 日 時	令和元年7月10日（水）			開 会	15時00分	
				閉 会	16時30分	
開 催 場 所	東松山市総合会館3階 304会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 協議 （1）本市のいじめの現状、いじめ防止等の取組状況について （2）いじめ問題等に係る各関係機関からの取組について （3）その他（本市いじめ防止等の基本方針：改訂版について） 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	0		
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	会 長	市川 俊実	出席	委 員	堀内 節雄	欠席
	副会長	山口 謙一	出席	委 員	神谷 修	出席
	委 員	今野 真理子	出席	委 員	坂本 竜士	欠席
	委 員	森田 淳一	出席	委 員	小川 徹	出席
	委 員	佐々木 敦子	出席	委 員	杉浦 裕美	出席
	委 員	高橋 典子	出席	委 員	横田 菜月	出席
	委 員	新井 由基夫	欠席			
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部部長 小林 強		
	学校教育課長 小林 聡			指導主事 原 剛		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局：学校教育課長 小林 聡
2・3 あいさつ 及び委嘱状の 交付	中村教育長 ＜委嘱状の交付＞（13名）
4 自己紹介	自己紹介：各委員・事務局から
5 協 議	<p>（議長：市川 会長）</p> <p>・今回の会議に係る議事録の確認を行う委員として、今野真理子 委員 及び 森田淳一 委員を指名</p> <p><b>協議事項（1）本市のいじめの現状、いじめ防止等の取組状況について</b></p> <p>平成24年度から平成29年度まで、過去5年分の国・県・市における「いじめの認知件数および解消率」を示した表になります。</p> <p>30年度分については、本市のみ3月31日までの調査結果が出ておりますので、この表に記載をさせていただきました。</p> <p>これらは、毎年、全国で一律に行っています「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「いじめ」に関する調査結果をまとめたものです。</p> <p>表をご覧になっていただきますと、「いじめの認知件数」は、国・県ともに年々、増加傾向にあります。国や県の数値が大幅に増加した要因としては、平成25年9月に施行の「いじめ防止対策推進法」により、「いじめの定義」や「いじめの態様」が改められ、示されたこと。また、「いじめ」に対する教職員の理解や認識が年々高まってきていることの表れであると考えます。</p> <p>本市の30年度のデータを見ますと、「いじめの認知件数」が、小学校216件、中学校54件でした。また、小学校では解消率が94%。中学校では、解消率が63%でした。</p> <p>いじめの認知件数については、軽微なものであっても、訴えがあればすべていじめと認知し、ていねいに「いじめ解消の定義」にそって、対応を図るようにしています。</p> <p>「いじめの解消」の定義については、「いじめの止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。また、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」というように定義が示されております。前年度段階の解消率が中学校で63%と低い状態ですが、この二つの条件がしっかりと達成するまで丁寧に声掛</p>

け、見守りをしているために、この数値となっております。

7月末にはこのいじめの解消率について調査を行い、各学校の動きについて把握、声掛けを行っていきます。

本市における「いじめの取組状況」としては、「いじめ防止対策推進法」にもありますように、各学校が実態や現状に応じて「いじめ対策委員会」をつくり、全教職員で組織的に取り組んでおります。

本市では、今後も「一人で抱え込まずに、いじめを訴えやすい体制づくり」をさらに推進していけるよう、市内の全小・中学校に働きかけていきます。

### 協議事項（2）いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

（山口委員）：小学校の現状について

子どもたちの様子を見ている担任の発見がいじめについてはもっとも多いと感じている。いじめは絶対に許してはいけないことなので、アンテナを学校内で高くしている。

しかし、「僕はいじめられている」という訴えについてはきちんと受け止めながらも、それを解決するためには別の問題を解決しなければならないというケースもあるために、一つ一つのケースを丁寧に進めていく必要がある。

（今野委員）：小学校の取組

（1）校内組織／教師側の取組

- ア 教育支援委員会（出席者：全教員）
- イ ケース会議（必要に応じて随時開催）
- ウ 夏季休業中の校内研修会

（2）予防的取組

- ア 朝のあいさつ運動（代表委員会・職員）
- イ 異年齢集団による交流

（3）早期発見

- ア なかよしアンケート
- イ 教育相談週間

（4）保護者・地域との連携

- ア 保護者希望教育相談日の設定
- イ 生活ふりかえりカードの活用
- ウ 見守り活動
- エ 資源回収（6月、11月）

(5) 外部機関との連携

ア 学校運営協議会との連携

イ 民生児童委員との連絡協議会（年2回）

ウ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

（森田委員）：中学校の取組

(1) 教職員の生徒理解の向上と共通理解

・生徒指導部会の充実

・教育相談部会の充実

(2) 生徒会活動の充実

（生徒の主体的な活動を通して、自主自律の態度を育成する）

・生徒会による生徒朝会の実施

・体育祭・文化祭・合唱コンクールの運営

・学級委員会・生活委員会を中心とした学級経営

(3) 学級活動・道徳の授業の充実

（生徒一人一人が自己存在感を深め、互いの信頼関係づくりに努める）

・道徳の授業の充実

・スキルトレーニングの実施

（杉浦委員）：質問

・家庭訪問の様子について各学校の状況が知りたい。

（山口委員）：回答

・主目的は保護者との相談なので、時間をしっかりと確保するためには家庭訪問よりも学校での面談の方が有用であると判断している。

（小川委員）：意見

・いじめ問題は保護者からの意見が挙がっている。どうしたらいじめがなくなるのかの策として保護者同士が知り合いであることが非常に重要である。先生方が今後いじめの対応をしていく中で保護者を知っておくことが情報共有の点などでも大切。「おやじの会」のような組織はそのような視点でも大切。

（佐々木委員）：質問

・各学校でアンケートや生徒指導部会などを行っているが、いじめの訴えが起きたときに保護者としてはすぐに動いてほしいと思う。その際に情報共有をし

てから動くのか、担任がまず動くのかについてはどう考えているのか。

(森田委員) : 回答

・組織で対応するために、担任が単独では進めない。ただし、できるだけ早く対応する必要があるのですぐに情報共有をして動きを確認して進める。

(今野委員) : 回答

・中学校と同じく情報共有をしてから対応する。報告を受けた後の業間休みなどを使って組織で対応する。

(神谷委員) : 取組の発表

法務局の機能として三つの取組が挙げられる。

・人権相談

地域のみなさんの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをする

・人権侵害の被害者の救済

・人権に対する啓発活動

子どもへの取組としては、子どもの人権SOSミニレターを昨年度から6月に全国の児童生徒に配布し、身近な方に相談できないような内容を受け付ける。内容によっては学校や児童相談所、警察に情報を提供して人権問題の解決に当たっている。いじめを未然に防ぐことが大切なので、今後も啓発活動を行っていく。

(小川委員) : 現状の発表

・6月に松山の活動センターでの教育講演会を実施した際、埼玉医大の「ひかりの家」の講師をお呼びして話を聞いた。学校の先生方にもぜひ聞かせたいお話であった。お忙しい中だとは思いますが、ぜひ機会を見て参加してほしい。いじめ問題が原因で殺人事件などが起こる時代である。いい情報はしっかりと共有したい。

(杉浦委員) : 取組の発表

主任児童委員は民生委員の中で主に子どもの事について担当する。

・担当校の連絡協議会に出席し、学校の先生方と情報交換をする。

・ウェルカムベビー訪問

※H28.9より実施。市内に住む、生後3か月の赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、「東松山に生まれてきてくれてありがとう」の気持ちを届ける。

・幼稚園・保育園・学童保育所を訪問し、お話を伺う。

- ・担当小中学校を訪問し、校長先生、教頭先生のお話を伺う。
- ・各小学校で子ども見守り隊に参加し、登下校時の小学生と触れ合う。
- ・「放課後子ども教室」にスタッフとして参加し、小学生と触れ合う。
- ・学校、幼稚園などで読み聞かせボランティアに参加し、児童、幼児と触れ合う。
- ・地域の子育てサロンに参加し、保護者（主に母親）の生の声を聞く。
- ・市内中学校で実施している「赤ちゃん抱っこ体験授業」にスタッフとして参加協力する。
- ・担当校区の地区懇談会に出席し、学校や保護者と情報交換をする。
- ・担当校の入学式、卒業式、運動会（体育祭）、文化祭等に参加する。
- ・民生委員児童委員と連絡を密に取り合い、情報交換をしながら児童の見守りをしていく。

（横田委員）：補足

- ・主任児童員の認知度が低いことが問題である。
- ・今後も各機関と支えあいながら進めていかなければならない。
- ・社会全体が寛容でない背景があり、母親が不安定になったり、余裕なく情報を集めて動かなければならない状況が見られる。そこに寄り添ってサポートを続けていきたい。

（高橋委員）質問

野本小学校で保護者地域との連携において教育相談日の設定とあるが、どんな方法で行っているのか。またその希望人数は。

（今野委員）回答

4月当初に教育相談日を提出してもらおうのですが、実態として4月当初に相談するという家庭は少なく、その都度の相談となることが多い。相談は急を要する場面が多いので保護者の要望を優先する。4月当初で各クラスに1名いるかないか程度の希望。担任がメインで相談を受けるが、必要に応じて管理職や特別支援学級の担当などその都度進めている。

### 協議事項（3）その他の「東松山モデル『つなぐ』」進捗状況について

本市では、平成28年度、都幾川河川敷において大変痛ましい事件があり、二度とこのような事件をくり返さないために、「東松山モデル『つなぐ』」を提唱し、全庁・全市をあげて現在取り組んでいるところです。

この「いじめ問題対策連絡協議会」につきましても、子供たちの健やかな成長を支えるための、「つなぐ」における取組の一つとして位置づけられるものと、

とらえております。

それでは、「つなぐ」の進捗状況について、報告させていただきます。

表紙のタイトルが、「東松山モデル『つなぐ』進捗状況」という資料をご覧ください。また、記載させていただいた主な取組における実際の資料をいくつか載せさせていただきましたので、あわせてご覧になってください。

「つなぐ1」の「家庭」では…

- ① チェックシート「大丈夫?」・子育て「こんなところに気をつけて」の作成、配布
- ② 子育て世代包括支援センターの設置
- ③ 在宅子育て支援チケットの配布
- ④ 知って安心子育てガイドの作成、配布

「つなぐ2」の「学校」では…

- ① 「生徒指導専門職員」の配置（昨年度から）
- ② 電子メール相談窓口「SOSつなぐ」の設置
- ③ 道徳教育・命の教育のさらなる充実
- ④ 市内統一の「生徒指導カルテ」の作成、配布

「つなぐ3」の「地域」では…

- ① サポートチーム・ケース会議等の実施
- ② 「愛の一声運動」の推進（7月24日（水）～）
- ③ 民生児童委員等との連携強化

「つなぐ4」の「関係機関」では…

- ① 東松山地区少年非行防止ネットワークの推進・連携
- ② 庁内連携体制の充実（7月18日 庁内連携会議実施）
- ③ 警察・児童相談所等との連携強化

今後も、「家庭・学校・地域・関係機関等」の連携をより一層強化し、子どもたちを犯罪から守り、健やかな成長を支えてまいります。

皆さまの、ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

（事務局）

・令和元年度も、全2回の協議会の開催を予定させていただいております。

今年度も、委員の皆様方には、貴重なご意見等をいただきながら、いじめの未然防止、早期解決、解消を図っていければと思っております。

委員の皆様におかれましては、ぜひ今年度も、本協議会にご参加をいただき、

